



学童保育と指導員を めぐる情勢と課題

全国学童保育指導員学校_北海道会場

2025年6月29日

賀屋 哲男

ねらい

「常勤複数配置の補助金創設」「放課後児童対策パッケージ2025」「放課後児童クラブ運営指針の改定」など様々な動きがある中、現状と課題を確かめ、学童保育をよりよくしていくための運動の視点を学びあいましょう

国の補助金＜基準額＞（新制度を境に）

2014年度まで（新制度前）：非常勤指導員2人配置・・・国の補助金額383億7,100万円

2015年度から（新制度開始）：非常勤指導員3人配置・・・国の補助金額515億円

2017年度から：常勤指導員1人＋非常勤指導員2人配置・・・国の補助金額725億3,000万円

※処遇改善事業基準額7,598,000円（2024年度）名古屋市

2024年度から：常勤職員2人＋非常勤指導員1人配置・・・国の補助金額1,366億円

※処遇改善事業基準額10,966,000円（2024年度）名古屋市

※非常勤の基準は東京都の最低賃金＆保育士非常勤の6／8の労働時間

※常勤の基準は福祉職の1級と考えられる

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）〔2019年5月31日成立〕」

第9条 児童福祉法の一部を次のように改正する

第34条の8の2 第2項中『放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については』を削る

現状の補助金

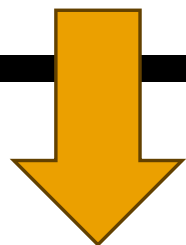
別紙参照

放課後児童対策 パッケージ2025



前身の 「放課後児童対策パッケージ」 2023年度～2024年度 とは

- ・ 人の育成
- ・ 「小1」の壁の打破
＝ 学童保育の待機児童の早期解消



- 学童保育の登録児童はほぼ目標値
目標152万人 = 実績151.9万人
- 待機児童は増加
2023年5月1日現在16,276人
2024年5月1日現在17,686人

「放課後児童対策パッケージ 2025」の特徴

1.待機児童の偏り

- ・ 時期の偏り = 長期休業期間前
- ・ 学年の偏り = 小学1年生に発生
- ・ 地域の偏り = 一部の自治体で発生

「放課後児童対策パッケージ 2025」の特徴

2.補助事業を自治体が充分に活用できていない

- ・ 職員の処遇改善
- ・ 職員配置に係る運営費補助
- ・ ICT化の支援

+

安全対策のための定員管理

「放課後児童対策パッケージ 2025」の特徴

3.関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局と教育部局間の連携



学校施設の一層の活用

学童保育と放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進

「放課後児童対策パッケージ 2025」の施策の継続と充実

【継続】

- 1.場の確保
- 2.人の確保
- 3.適切な利用調整

【充実】

- 1.年度前半及び夏季休業期間中の開所支援
- 2.小学1年生の待機児童解消
- 3.民間の新規参入支援・インターンの実施・預かりモデル事業
- 4.自治体施策の取り組み状況の詳細の公表
- 5.こどもの居場所の安全確保
- 6.運営委員会や統合教育会議の活用を促進、公事例の共有

放課後児童対策の 具体的な内容 について

学童保育における 待機児童の解消策

1.学童保育を開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ【2024年度補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援【2024年度補正】
- ⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知

2.学童保育を運営する人の確保

- ① 常勤職員配置の改善 = 基準額で2人配置を追加
- ② 職員に対する処遇改善 = 3つの処遇改善事業の継続
- ③ 職員の確保支援【2024年度補正】 = 自治体の確保事業を促進
- ④ 平日夜間の人材確保支援【2025年度拡充】 = 長時間開所加算の見直し
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
= 潜在層の掘り起こしもおこなう
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【2024年度補正】 = 業務負担の軽減
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減 = 継続と周知
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減【2024年度補正】

3.適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、
待機児童の詳細の公表
＝ 定義の周知
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と
空き定員のマッチングの推進等

4.時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援【2025年度拡充】
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
 - = 自治体独自施策への支援
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討
 - = 一時的に望ましい人数を超過した場合の考え方の整理

5.自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

① 待機児童が多数発生している自治体への支援

＝ 各種補助事業の活用状況や待機児童対策の取り組み状況の公表

② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

＝ 学童保育関係者等を学校運営協議会の委員に加えたり、学校運営協議会の議題を工夫したりするなど、コミュニティ・スクールの仕組みを活用して情報や課題等を共有することが効果的であることから、そうした好事例を周知するなどして学校運営協議会制度の導入や積極的活用に向けた自治体の取組を推進する

全てのこどもが
放課後を
安全・安心に
過ごすための
強化策

1.多様な居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進

【2025年度拡充】

② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）

【一部2024年度補正、2025年度拡充】 ＝ 次項に詳細

③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（一部再掲） ＝ 自治体の取り組みの推進

④ 特別な配慮を必要とする児童への対応【一部2024年度補正】＝次々項に詳細

⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業

【2024年度補正】

⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）

⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

1.多様な居場所づくりの推進

② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）

【一部2024年度補正、2025年度拡充】

「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月閣議決定）は、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すものである。この趣旨は、放課後児童対策全体においても共有されるものであり、引き続き指針の趣旨を周知していく。（こども家庭庁・文部科学省）あわせて、本指針に基づき、各自治体におけるニーズ把握や広報啓発等の支援を行うとともに、「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）」や支援体制構築等を行うコーディネーター配置支援を行う。（こども家庭庁：令和6年度補正予算、令和7年度予算案）また、地域学校協働活動と連携した居場所づくりの充実を図るため、当該コーディネーターと地域学校協働活動推進員等の連携を促進する。（こども家庭庁・文部科学省）さらに、中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、こどもの安全・安心な居場所の確保を図るため、小規模の放課後児童の預かり事業と地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の居場所づくり（小規模多機能・放課後児童支援事業）を推進する。（こども家庭庁）加えて、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる自治体において、児童館・公民館等に専門スタッフを配置し、入退館管理等を行う事業（放課後居場所緊急対策事業）を継続する。また、長期休業中の待機児童対策としても同事業が活用可能であることを周知する。（こども家庭庁）このほか、児童館に放課後児童クラブを併設するとともに、学校から児童館への直接来館（いわゆるランドセル来館）を推進するため、運営上の課題等を整理し、情報提供を行う。また、児童館における小学校高学年や中・高校生世代を対象とする遊びのプログラムの開発を継続し、小学校高学年を中心とした放課後児童クラブ退所後のこどもの居場所を確保する。さらに、児童館のもつ居場所機能に着目し、機能強化を図る児童館の施設整備費の補助率の嵩上げを継続する。これらにより、こどもの長期的・継続的な支援を行うことを目指す。（こども家庭庁）

1.多様な居場所づくりの推進

④ 特別な配慮を必要とする児童への対応【一部2024年度補正】

放課後児童クラブや放課後子供教室において、障害のある児童が参加すること、虐待やいじめを受けた児童が来所すること、地域によっては日本語能力が十分でない児童が多く来所することもあることから、自治体や放課後児童クラブに対して、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間の連携のほか、必要に応じ、専門機関・施設や要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携を促す。（こども家庭庁・文部科学省）
特に、障害のある児童については、令和6年4月施行の改正児童福祉法において地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化された児童発達支援センター等との連携強化を進める。あわせて、障害児通所支援と放課後児童クラブを併行利用することもがいることから、調査研究により機関連携等に関する実態を把握した上で、そのノウハウ等を周知する。また、日本語能力が十分でない児童に対しての育成支援を行うために必要とする翻訳機の購入や、翻訳等を行う育成支援の周辺業務を担当する職員配置に対して財政支援を行う。（こども家庭庁：令和6年度補正予算）

2.放課後児童対策に従事する職員 やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行う
コーディネーター配置支援（再掲）
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による
地域学校協働活動の充実

3.質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組【一部2024年度補正】
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

スマートフォンのアプリ等を介して、空いた時間に働くことができるいわゆる「スキマバイト」については、放課後児童支援員及び補助員が業務を行うにあたって、こどもとの安定的・継続的な関わりという観点から懸念があることを踏まえ、その活用についての考え方を整理し、周知する。
(こども家庭庁)

放課後児童対策の 推進体制 について

1.市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

2.国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

その他留意事項 について

1.放課後児童対策に係る取組の フォローアップについて

①学童保育の整備

＜152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ＞

目標：「こども未来戦略」に掲げているとおり、約 152 万人分の受け皿 整備を着実に進め、できる限り早期に待機児童の解消を図る。なお、整備量については、待機児童の発生状況に合わせて、整備目標達成後も必要な定員の確保が図られるよう、引き続き注視していく。

指標：放課後児童クラブの整備量

1.放課後児童対策に係る取組の フォローアップについて

② 学童保育と放課後子供教室の連携

＜同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ＞

目標：親の就労状況に関わらず、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進することとし、同一小学校区内で放課後児童クラブと放課後子供教室が実施されている場合は、両事業の参加児童が交流できるよう、できる限り早期に全てを連携型とする。

指標：同一小学校区内で放課後子供教室が実施されている放課後児童クラブの数うち、放課後子供教室と連携している放課後児童クラブの数（連携型の数）うち、同一小学校内等で実施している放課後児童クラブの数（連携型のうち校内交流型の数）

1.放課後児童対策に係る取組の フォローアップについて

③ 学校施設を活用した学童保育の整備

＜新規開設にあたり所管部局が求める場合、

できる限り早期に全て学校施設を活用できるように＞

目標：こどもの安全・安心な居場所の確保の観点から、学校施設の積極的な活用を引き続き推進することとし、新規開設（学校外からの移転を含む。以下同じ。）する放課後児童クラブの所管部局が学校施設の活用を求める場合には、総合教育会議を活用するなどして調整を図り、できる限り早期に全て学校施設が活用できるようにする。

指標：学校内の放課後児童クラブの割合

当該年度に新規開設した放課後児童クラブのうち、学校内に整備された割合
当該年度の新規開設にあたり所管部局が学校施設の活用を求めた支援の単位数うち、学校内に整備された支援の単位数

2. 子ども・子育て支援事業計画との
連動について

3. こども・子育て当事者の意見反映について

放課後児童クラブ運営 指針 改定に関して

子どもの権利

- 学童保育の「こどもの最善の利益」とは？
- 指導員自らが学習するとは？
- 運営主体は指導員の学習を保障 & 事案発生時の対応
- 子どもが理解するとは？
- 保護者や学校等関係機関との連携とは？
- 子どもの意見表明権とは？

おやつ・食事

- ・栄養面だけでなく、コミュニケーションの機会
- ・安全・衛生の管理

性暴力防止

- ・ 学童保育内での性暴力とは？

医療的ケア児

- ・医療的ケア児を受け入れるには

しょうがいのある子ども

- 関係機関との連携とは？
- 運営主体が実施することは？

タイムシェア

- 専用区画を安定的に確保する間とは？
- あらかじめ確認する事項とは？
- そもそも「タイムシェア」とは？

安全計画

- 計画の内容
- プールの活用
- 「教育・保育施設等における事故情報データベース」の活用
- 遠足等行事の活動や取組等の安全
- 自動車を使った送迎について

業務継続計画

- 市町村や関係機関との話し合い及びつながり

あそび

- 「運動あそび」とは？
- 自然にふれあいながら過ごせる環境とは？

運営主体

- 指導員の研修の機会の確保に経験やこどもの意見、ニーズに応じた研修内容にも配慮するとは？
- 福祉サービス第三者評価とは？
- 振り返りから自己評価へ

-
- 社会的・文化的な困難を抱える子どもとは？
 - ICTの活用と保護者との伝えあいをどう考えるか
 - 子どもの生活および発達の連続性とは？
 - コミュニティスクール（学校運営協議会制度）に参画するとは？
 - 放課後児童対策と学童保育の位置付けは？
 - 学童保育内での児童虐待
 - 「第三者評価」「自己評価」の明記の意味は？

学童保育の現状

= 保育の質と子どもの権利 1/2

2024年度 子どもの集団の規模（71人以上の学童保育は増えている）

- 1人-10人 751支援の単位（2.0%）
- 11人-20人 2,454支援の単位（6.6%）
- 21人-30人 6,832支援の単位（18.4%）
- 31人-40人 12,284支援の単位（33.1%）
- 41人-50人 8,474支援の単位（22.8%）

学童保育の現状

= 保育の質と子どもの権利 2/2

- 51人-60人 3,393支援の単位（9.1%）
- 61人-70人 1,469支援の単位（4.0%）
- 71人-100人 1,103支援の単位（3.0%）
- 101人-150人 223支援の単位（0.6%）
- 150人以上 111支援の単位（0.3%）

資格と打ち合わせの 重要性

放課後児童支援員になる10要件 1/3

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

放課後児童支援員になる10要件 2/3

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

放課後児童支援員になる10要件 3/3

九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村が適当と認めたもの

- ・「三」は高卒、「十」は中卒で指導員と同様の経験が、「九」は高卒で学童保育と類似の仕事経験が基礎要件になるので、その基礎要件は様々

- ・「五」「六」「七」「八」は、大学もしくは大学院卒だが、その要件は「社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程」となっており、幅広い基礎要件となっている

＝「放課後児童支援員」の資格は1つでも、なれる人は学び方も体験も様々で「放課後児童支援員」の資格を持っていたても、保育観は様々

→ 打ち合わせの重要性

放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について

2022年12月21日に「省令」改定に対する説明が厚生労働省より出されました。内容は各事業所・施設毎に「安全計画」策定を2023年度は努力義務とし、2024年度からは義務化するというもの。

＝補助金は指導員配置をしっかりとるように増やしている

≠省令基準は参酌化 → どうやって子どもの命と安全を守るか

学童保育の制度確立には 課題が山積み（ないないづくし）

- 学童保育の専用施設で保育をする法律になっていない
＝子どもの権利保障になっていない
- 指導員の処遇改善が進んでいない
- 学童期の子どもの社会的子育てを充足する施策になっていない

指導員の働く職場環境を整えることが、子ども
の最善の利益を保障し、保護者の
子育てを保障することにつながる



-
- 子どもの最善の利益を保障する

＝ 命を守ることにも直結

- 社会的子育てを保障する

＝ 保育を必要とする

十要件の子をすべて保育できる体制づくり



これらを保障するためには、

指導員の働く環境を整えておくことが重要

ワーク

【個人ワーク】

自分の学童保育の課題3点とそれぞれを解決することへの障壁

【グループワーク】

1. 自己紹介 → 司会・報告者を決める
2. 課題3点を出し合う
3. グループ内で「一番共通する課題」と思うわれることを決定する
4. 「一番共通する課題」に決定した課題を書いた人（複数の場合あり）の「解決への障壁」を検討し、解決するためには自治体の施策をどうしたらよいかを話しあう